

最低賃金に関する基礎調査の概要

○目的

地方最低賃金審議会における最低賃金の決定又は改正等の審議に資するため、低賃金労働者の賃金実態を的確に把握することを目的とする。

○調査時期

毎年6月

○調査対象

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に定める産業のうち、以下の掲げるものを対象としている。

- (1) 製造業
- (2) 情報通信業のうち新聞業・出版業
- (3) 卸売業, 小売業
- (4) 宿泊業, 飲食サービス業
- (5) 医療, 福祉
- (6) 学術研究, 専門・技術サービス業
- (7) 生活関連サービス業, 娯楽業
- (8) サービス業 (他に分類されないもの)

また、(1)・(2)については常用労働者数100人未満の事業所、(3)～(8)については常用労働者数30人未満の事業所を対象としている。

○集計事業所数

約6万事業所